

自動車安全運転センターが行う通知業務，経歴証明業務及び交通事故証明業務に係る資料の提供等について（概要）

（令和元年11月15日 鹿交企第151号）

本通達は，自動車安全運転センター法に基づく自動車安全運転センター鹿児島県事務所からの照会に対する資料の提供等の運用について，必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は，

- 通知業務に関する資料の提供の方法等
- 経歴証明業務に関する資料の提供方法等
- 交通事故証明業務に関する提供の方法等

等である。